

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2022年9月15日～2022年9月21日)

令和4年(2022年)9月23日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 コワルスキ農業副大臣の就任 最高裁判所職業責任部判事の任命 観光、ビジネス目的等のロシア人の入国制限強化 韓国からの戦闘機購入契約 モラヴィエツキ首相とラウ外相のポーランド・リトアニア政府間会議参加 ドゥダ大統領とトラス英首相との会談 ラウ外相の国連総会出席 ドゥダ大統領夫妻のエリザベス2世女王陛下国葬参列 ドゥダ大統領の国連総会出席 「ベア22」演習								【お願い】 3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
治安等 ポーランドにおける家庭内暴力は減少傾向								
経済 ウクライナ避難民の雇用統計や長期滞在への意向 ポーランドの人口減少 2022年8月販売生産量前年同月比で10.9%増 2022年8月給与購買力が前年同月比で3.4%減 ロシア海域を迂回するための運河開通 ポーランド郵便の値上げ ポーランド鉄道車両メーカーと PKN Orlen の協力 ポーランド国家開発銀行、JBICとMOU調印 ウェスティングハウス、ポーランド企業とMOC締結								
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事								
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp								

内 政

コワルスキ農業副大臣の就任【15日】

15日、先日更迭されたカチュマルチク農業・農村開発副大臣に代わり、連帯ポーランドのコワルスキ氏が農業副大臣に就任した。

最高裁判所職業責任部判事の任命【18日】

18日、ドゥダ大統領は、最高裁判所が候補として挙げた33名の裁判官の中から11名の職業責任部判事を任期5年として任命した。11名の職業責任部判事のうち、6名は法改正された後の全国裁判所評議会(KRS)によって任命された裁判官である。

観光、ビジネス目的等のロシア人の入国制限強化【19日】

19日、ポーランド政府は、ロシア国民の入国制限を強化した。ポーランド、エストニア、リトアニア、ラトビアの4カ国の首脳の合意した結果である。ロシア国民は、ビジネス、スポーツ、観光、文化目的のためにEU外部国境からポーランドに入ることができなくなる。空路と海路の国境検問所からの入国の可能性も限られることとなり、これらは本年9月26日から適用される。なお、相互の合意に基づく正当な例外は維持される。

外交・安全保障

韓国からの戦闘機購入契約【16日】

16日、ブワシュチャク副首相兼国防大臣は、ドゥダ大統領臨席のもと、韓国からFA-50戦闘機を購入する契約を承認した。契約には、パイロット及び地上要員の訓練並びにスペアパーツ及び消耗品等の兵站支援が含まれている。2023年に最初の12機がポーランドに配備される予定で、残りの36機は2025年から2028年末までに納入される予定である。また、2026年にはポーランドにFA-50戦闘機のサービスセンターが設立される。

モラヴィエツキ首相とラウ外相のポーランド・リトアニア政府間会議参加【16日】

16日、モラヴィエツキ首相とラウ外相は、ビリニュスにおいて、第3回合同政府間会議に参加した。同会議は、モラヴィエツキ首相とシモニーテ・リトアニア首相がそれぞれ団長を務める。会議では、エネルギー安全保障・ウクライナでの戦争・ポーランドとリトアニアのパートナーシップなど幅広い議題について話し合われた。また、ロシアのウクライナ侵略を非難するとともに、欧州連合およびシェンゲン圏の国境を保護し、市民のために高いレベルの安全を確保するという約束を再確認する共同宣言を採択した。

ドゥダ大統領とトラス英首相との会談【18日】

18日、ロンドンを訪問中のドゥダ大統領は、トラス新英首相と会談した。ドゥダ大統領は、「安全保障地域の構築、ポーランドの安全保障、戦うウクライナに対してポーランドと英国が行っている共同支援、米国との協力、バルト諸国への支援における我々の協力、などの安全保障問題について、非常に良い会話をすることができた」とメディアに対して述べた。また、トラス英首相と、「直接的、軍事的、そしてポーランド・ウクライナ・英国の3国間協力」という安全保障に関するあらゆる側面について話し合ったことも伝えた。

ラウ外相の国連総会出席【18日～23日】

18日から23日まで、ラウ外相は、国連総会に出席するためNYを訪問する。ラウ外相は、ドゥダ大統領に同行するほか、多くの二国間会談を開催する予定である。また、欧州連合外相会合、NATO外相会合への参加などを予定している。

ドゥダ大統領夫妻のエリザベス2世女王陛下国葬参列【19日】

19日、ウエストミンスター寺院で、ドゥダ大統領夫妻は、英国のエリザベス2世女王陛下の葬儀に参列した。葬儀には2,000人が参列し、そのうち外国からの招待客は約500人だった。また、ドゥダ大統領夫妻は、ウエストミンスター宮殿のウエストミンスター・ホールで、故エリザベス2世女王陛下に敬意を表した。ドゥダ大統領は、亡き女王を想いながら、「何よりも温厚な方で、外見も穏やかで、並外れた人徳と並外れた機転をお持ちの方でした」と強調した。

ドゥダ大統領の国連総会出席【20日～22日】

20日から22日、ドゥダ大統領は、国連総会に出席するためNYを訪問する。NYでは、一般討論演説を行うほか、エルドアン・トルコ大統領、グテーレス国連事務総長などとの会談が行われる。

「ベア22」演習【20日】

20日、ブワシュチャク副首相兼国防大臣は、ノヴァ・デンバ演習場で行われている本年最大規模の演習「ベア22」を視察し、「ポーランド軍の兵士は、同盟国軍との訓練を通じて相互運用性を構築している。このプロセスを継続して進化させることが重要であり、現在のポーランド軍は、安全保障を享受するだけでなく安全保障を提供するのに十分な力を備えている」と述べた。演習には第18機

械化師団のほか米国及び英国の部隊が参加し、航空支援の下、各国戦車部隊の共同連携が訓練

された。

治 安 等

ポーランドにおける家庭内暴力は減少傾向【20日】

20日、ジェニク・ガゼタ・プラヴナ紙が、警察の統計を引用し、ポーランドにおける家庭内暴力の件数が減少傾向にあると報じた。今年1月から8月までの間、警察が登録した家庭内暴力の加害者は約42,000人であったが、前年同期では44,000人、2019年同期では55,000人であった。被害者につい

ては、今年は48,500人、2021年は51,600人、2019年は60,000人が登録されている。2020年11月30日、反暴力法が施行されたことにより、警察がこうした事案に対処する事例も増えてきているという。同紙は、警察の判断に対する苦情が認定された2件のみで、この措置は合理的に適用されていると指摘した。

経 済

マクロ経済動向・統計

ウクライナ避難民の雇用統計や長期滞在への意向【20日】

EWL(ポーランド民間調査グループ)による報告によると、ウクライナ避難民の3分の2にあたる43万人がポーランドで職をみつけているとしており、これは世界でも前例のない高い就職率となっている。主な理由として、元々の低い失業率に加えて、ウクライナ避難民にとってポーランド語が大きな障壁となっておらず、広くホテルやレストランなどのサービス業などに従事することができ、ポーランド労働市場によく対応していると報告している。具体的には、ホテル・接客業(29%)、サービス業(18%)、製造業(14%)、小売業(11%)、農業(7%)、物流(7%)となっている。

また、これに関連する調査において、ポーランドにいるウクライナ人避難民の最大48%が、戦争終了後少なくとも1年間はポーランドに滞在する意向を持っていることが明らかになった。調査対象者の6%がポーランドに永住し、15%が戦争終了後数年間、27%が少なくとも1年間滞在することを予定している。さらに、22%ができるだけ早くウクライナに戻る意向を示し、12%がポーランドから他の国へ行く予定と答えた。9月12日現在、140万人ものウクライナ人がポーランドで社会保障等を受けるための個人番号(P ESEL)を登録している。研究者によると、ポーランドにいるウクライナ人避難民のうち59%が高等教育等、32%が職業教育、9%が中等教育を受けていると報告されている。本調査は7月15日から25日にかけて、ポーランド在住のウクライナ避難民のうち、2022年2月24日以降にポーランドに居住・就労した400人を対象に、直接個別インタビューして行われたものである。

ポーランドの人口減少【20日】

中央統計局(GUS)は、2021年に実施された国勢調査の結果を発表し、ポーランドの人口は過去10年間で476,000人(1.2%)減少し、38,036,118人になったと述べた。GUSによると、ポーランドでは住民の5人に1人が65歳以上という高齢化が進んでおり、ポスト生産人口も増加傾向にある。過去10年間でアパートメントの数は、2011年の1350万戸から2021年には約1455万戸まで著しく増加し、戸建て住宅の数も12.6%増加した。ポーランドの主要都市の中では、首都ワルシャワの人口が1,860,281人でトップであり、次いでクラクフ(800,653人)、ヴロツワフ(672,929人)となっている。

2022年8月販売業生産量前年同月比で10.9%増【21日】

GUSは、2022年8月の販売工業生産が、実質ベースで前年同月比10.9%増となったと発表した。同結果は、ジェチポスポリタ紙が予想していた9.7%増よりも良好であった。他方で、今後の同業界の見通しとして、PKO銀行のアナリストは、引き続き外需と内需の両方が減速しており、今後の同業界の見通しはネガティブであるとの見方を変えていない。

2022年8月給与購買力が前年同月比で3.4%減【21日】

GUSは、従業員10名以上の企業における8月の平均給与が前年同月比で12.7%増となったと発表した。ただし、ポーランドの消費者物価指数(CPI)は、8月に前年同月比で16.1%上昇と1997年以来最も高く、実質では、給与購買力は3.4%減となったことを意味している。

ポーランド産業動向

ロシア海域を迂回するための運河開通【17日】

17日、ヴィスワ砂州運河が開通した。同運河はエルブロング港からバルト海を繋ぐもので、運河開通により、ロシア海域(バルティスク海峡)を通過せずに

バルト海へのアクセスが可能となる。モラヴィエツキ首相は開通式において、ソビエト連邦のポーランド攻撃から83年目の今日、象徴的な形で、我々はソ連、

そしてロシアへの依存という事実上の最後の繋がりを断ち切ろうとしていると述べた。

ポーランド郵便の値上げ【19日】

ポーランド郵便(Poczta Polska)は、人件費や輸送費の上昇、世界的な商品価格の上昇傾向、国内荷物量の減少により、10月1日より最大十数%の値上げを実施する予定である。最も人気のあるSサイズとMサイズの非書留郵便と書留郵便が0.30ズロチ、Aサイズの小包は1ズロチそれぞれ値上げされる。Poczta Polskaは、郵便法の適用規定に基づき、不採算支店の閉鎖や損失を生むサービスの廃止はできないとしているが、これは値上げを正当化するための主張とみられている。

ポーランド鉄道車両メーカーと PKN Orlen の協力【20日】

ポーランドの鉄道車両メーカーPesaと国営石油・ガス会社 PKN Orlen は、戦略的協定を締結し、ポーランド国内外の鉄道会社に対し、Pesaの水素列車、水素補給ステーション、水素燃料を提供することとした。20日からベルリンで開催されている最大級の鉄道フェアにおいて、Pesaの水素列車が展示された。将来は、欧州の鉄道メーカーであるアルストム、シーメ

ンス、シュタドラ製の同種の車両と競合する可能性がある。

PKP Intercityは、ワルシャワとグディニヤの車両基地に水素燃料の旅客列車を購入することに関心を示し、ポーランドと外国の港湾関係者は貨物列車に関心を示している。Pesaの水素列車は昨年9月に初公開され、数週間前から試験が開始された。次の試験は秋に行われ、2023年春にはドルノシロンスキエ県にある実験用路線で試験する。試験が成功すれば、2023年中旬に列車の認定を受ける予定である。

ポーランド国家開発銀行、JBICとMOU調印【21日】

ポーランド国家開発銀行(BGK)と国際協力銀行(JBIC)は、ポーランド及びウクライナ周辺国を含む第三国での、エネルギー安全保障、気候変動対策等の分野における両機関の連携強化を目的とする覚書を締結した。同協定にはガス貯蔵施設、ガスパイプライン、LNGターミナル、LNG貯蔵再ガス化装置、既存の発電所からのCO2排出量削減に貢献するクリーンテクノロジーなどのエネルギー関連インフラへの投資に関する協力可能性について記載されている。さらに、両行は三海域イニシアティブファンドを通じた協力の機会を探ることに合意した。

エネルギー・環境

ウェスティングハウス、ポーランド企業とMOC締結【19日】

19日、ウェスティングハウス・エレクトリック・カンパニーとポーランド企業22社との間でMOCを締結した。この契約は、原子力発電所の建設に関するもので、米国の提案を選択した場合、ポーランドと米国の関係を強化するためのツールとなることが想定されている。ブレジンスキ駐ポーランド米国大使は、MO

Cへの署名は米国とポーランドの特別な関係の重要な錨であり、原子力プロジェクトはより良いクリーンな未来を築くための機会であると述べた。さらに、両国は、軍事だけでなくエネルギー問題においても分かち合い、安全保障を共に作り上げることでエネルギー産業における未来のために協力しようとしていると強調した。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われない

といった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在): 26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q&A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。

●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。

●セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。

●二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起

現在、エチオピア全土に対して危険情報「レベル4: 退避してください。渡航を止めて下さい。(退避勧告)」を發出しています。また、南アフリカにおいて報告されたオミクロン株の発生を受け、世界各国の水際対策措置が強化されています。

こうした状況を踏まえ、エチオピア・アディスアベボのボレ空港を利用した航空便の乗り継ぎは避けることを強くお勧めします。また、アフリカ地域への渡航を予定されている方は、利用する航空機の運航状況及び最終目的地の水際対策を確認するなど、関連情報の収集に努めてください。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるように

なる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】展覧会「日本大工の伝統と職人技」【2022年6月19日(日)～10月16日(日)】

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「日本大工の伝統と職人技」が開催中です。竹中大工道具館との協力で、日本の大工道具等を紹介する展覧会です。

開催場所: Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, ul. Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/tradycja-i-kunszt-japonskiego-ciesielstwa>

【開催中】展覧会「記憶と感謝の花」及び展覧会「『命』に関するポーランドの子どもたちの絵」【2022年9月15日(木)～10月15日(土)】

マウオポルスカ県ニェポウオミツェ市にて、ニェポウオミツェ博物館(ニェポウオミツェ城)及びマウオポルスカ県「音と言葉」センター主催の展覧会「記憶と感謝の花」及び展覧会「『命』に関するポーランドの子どもたちの絵」が開催されます。

展覧会「記憶と感謝の花」は、ニェポウオミツェ城にて9月15日(木)から10月9日(日)まで開催されます。澤岡泰子氏による木のリトグラフ作品の展覧会です。

展覧会「『命』に関するポーランドの子どもたちの絵」は、マウオポルスカ県「音と言葉」センターにて9月27日(火)から10月15日(土)まで開催されます。阪神淡路大震災後に、被災した日本の児童・生徒を受け入れたポーランドの都市や、シベリア孤児に縁のある都市に在住する子どもたちによる、「命」をテーマとした絵や和紙作品の展覧会です。

開催場所: ul. Zamkowa 2, 32-005 Niepołomice及びul. Zamkowa 4, 32-005 Niepołomice

【開催中】日・ポーランドのアーティストによるリトグラフ作品「モクリ」展覧会【2022年9月20日(火)～11月20日(日)】

マウオポルスカ県ノヴィ・タルク市にて、ノヴィ・タルク市役所、ノヴィ・タルク市文化センター及びノヴィ・タルク市印

刷博物館主催「日・ポーランドのアーティストによるリトグラフ作品『モクリト』展覧会」が開催されます。

開催場所: Muzeum Drukarstwa w Nowym Targu, ul Jana III Sobieskiego 4, Nowy Targ

詳細: <https://muzeumdrukarstwa.nowytarg.pl/aktualnosc/spotkania-z-mokurito-litografia-na-drewnie-japonskich-i-polskich-artystow>

【開催中】第7回全世界ウエイト制空手道選手権大会【2022年9月22日(木)～29日(木)】

シフィエンティクシユ県キェルツェ市にて、ポーランド新極真会空手連盟及びキェルツェ市空手クラブ主催「第7回全世界ウエイト制空手道選手権大会」が開催されます。

開催場所: Hala Legionów, Leszka Drogosza 2, Kielce

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス (newsmail@wr.mofa.go.jp)